

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第3回）議事録

■日時 令和3年2月19日（金）午前11時05分～午前11時30分

■場所 都庁第一本庁舎42階北塔 特別会議室A

■出席委員

柳会長、坂本第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、袖野委員、小林委員、
寺島委員、宮越委員、宗方委員、保高委員

■議事内容

1 環境影響評価書案に係る総括審議

（仮称）新宿駅西口地区開発事業

⇒ 大気汚染、騒音・振動、景観及び風環境に係る委員の意見について、指摘の趣旨を
答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

令和 2 年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第 3 回）

速 記 録

令和 3 年 2 月 19 日（金）

都庁第一本庁舎 42 階北塔 特別会議室 A

(午前 11 時 05 分開会)

○宮田アセスメント担当課長 それでは、本日の部会を始めたいと思います。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 9 名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

これより、令和 2 年度第 3 回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申出がございます。部会長、お願いいたします。

○坂本部会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 10 名程度とします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○坂本部会長 傍聴の方は、新型コロナの感染リスクを低減させるために、マスクの着用をお願いします。また、発熱、体調不良等の健康状態がよくない方は出席をお控えください。

傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

それでは、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案に係る総括審議、その他となります。

○坂本部会長 それでは、次第 1 の「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、本日の会議資料、資料 1-1 を御覧ください。資料 1-1 は、前回、前々回の部会における 2 回の審議の内容を整理したものとなっております。

委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、「大気汚染」、「騒音・振動」、「日影」、「電波障害」、「風環境」、「景観」の順序でまとめており、合計 14 件ございます。また、環境影響評価項目以外が「その他」として 3 件ございました。

なお、前回追加になりました事項は、一番右の「取扱い」欄に 1 月 22 日という日付を入れてございます。

また、前回、最後、総括審議事項ということで取り上げるものにしたものがございます。取り上げるものとしたものについては、「取扱い」欄に「総括審議事項へ」と記載してございます。

総括審議事項としたものですが、3～5 ページ、「大気汚染、騒音・振動共通」の番号 1 が 1 つ目でございます。2 つ目が、5～8 ページ、「大気汚染、騒音・振動共通」の番号 2 でございます。3 つ目が、8 ページ、「大気汚染、騒音・振動共通」の番号 3、4 つ目が 15 ページの「風環境」の番号 3、5 つ目が 16 ページの「景観」の番号 1 と、全部で 5 つ総括審議事項となっております。

では、5 つの総括審議事項について簡単にご説明させていただきます。

まず、1 つ目の「大気汚染、騒音・振動共通」の番号 1 についてですが、近接地において本事業と関係の深い土地区画整理事業が計画されています。工事時期が重複する可能性があり、工事車両に起因する環境影響が懸念されることから、その対応等について質疑が行われております。

2 つ目、「大気汚染、騒音・振動共通」の番号 2 についてですが、本事業は新宿駅に隣接しており、本事業の計画地を多くの駅施設利用者等が通行します。その利用者に対して、建設機械の稼働に伴う環境影響が懸念されることから、その対応等について質疑が行われました。

3 つ目、「大気汚染、騒音・振動共通」の番号 3 についてですが、本事業は、新宿駅に直結する既存建築物を徐々に除却し大規模な計画建築物を建て替えるなど複雑な再開発となっております。工事施行中において環境影響に係る状況の把握が重要となることや、開発地の周辺において他事業者の開発計画が具体化した場合、その対応について質疑が行われました。

4 つ目の「風環境」の番号 3 についてですが、本事業では、超高層かつ大規模な建築物を伴う再開発計画となっております。また、本事業は、新宿駅西口駅前広場の整備計画と一体的に歩行者ネットワークを整備する計画であり、計画地において不特定多数の人の利用が見込まれています。こうしたことから、開発地周辺の風環境について、供用後の状況把握の重要性が指摘されています。

5 つ目、「景観」の番号 1 についてですが、計画建築物は新宿駅前に位置しており、地域を代表する景観になります。今後のデザイン検討に際して、どのようなプロセスで進めるのか質疑が行われました。

説明は以上となります。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは、まず資料 1-1 の前回の質疑応答について御意見や修正等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、総括審議に移ります。事務局から資料の説明

をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、本日の資料1-2にお進みいただきたいと思います。資料1-2は、環境影響評価書案について、第1として部会での審議経過、第2として審議の結果を記載してございます。環境影響評価書案の審議結果のまとめに当たっては、先ほどの資料1-1における5つの総括審議事項を踏まえて、環境影響評価の評価項目の担当委員から意見があり、指摘する事項としてまとめてございます。

まず、第1、審議過程ですが、「本審議会では、令和2年9月30日に「(仮称)新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。その審議経過は付表のとおりである。」。付表については、審議会、部会の審議事項をまとめてございます。

第2、審議結果。「本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。」。

大気汚染、騒音・振動共通。「本事業の近接地において土地区画整理事業が計画されているが、今後の具体化に伴い、施工時期の重複による工事用車両の特定の走行ルートへの集中や他事業による工事用車両の流入が懸念されることから、周辺計画との連携や調整を図るとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。」。

続いて、2つ目です。大気汚染、騒音・振動共通。「本事業は、工事の施行中も駅施設利用者が計画地内を通行するため、歩行空間を含む周辺環境に対して著しい影響を与えないよう工事計画を立てるとともに、適切な保全措置を講ずることとし、事後調査に当たっては、周辺への影響を適切に把握すること。」。

続きまして、風環境になります。「本事業では、西口駅前広場の整備計画と一体的に歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、事後調査において調査地点を適切に選定し検証を行うこと。」。

最後、景観となります。「計画建築物は、新宿駅前に位置しており公共性が高く、地域の代表的な景観となることから、今後のデザイン検討の際には地域関係者と十分な議論を重ねた上で、評価の指標との整合を図ること。」。

説明は以上となります。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは、審議結果について環境影響評価項目の担当委員から補足することがあれば、お願いいたします。

では、風環境、景観の宗方委員から補足があれば、お願いいたします。

○宗方委員 風環境のほうですが、当該建物の周辺に、今回の計画案にはもちろん反映されていませんけれども、デッキなどができるとか今後開発が進むと、かなり歩行者ネットワークの状況が変わります。そこに対しても当然この建物の影響なども見込まれることですので、事後調査を行う段階において、その段階でどの程度できているかにもよりますけれども、その状況に鑑みて調査地点を適切に選定、検証していただければと思います。

引き続いて景観ですけれども、これは前からずっと言っていることでございますが、この建物は地域住民というよりも新宿、東京都の地域の代表的な景観となるという非常に重要なプロジェクトでございますので、このデザインの検討の際には様々な関係者と十分な議論を重ねて、いろいろな評価指標との整合を図ってください。

以上です。

○坂本部長 ありがとうございます。

続いて、騒音・振動と大気汚染共通の意見が上げられておりますが、坂本から、補足ということでもないですけれども少しお話しさせていただきます。

趣旨については、先ほど事務局から御説明いただいたとおりでありまして、工事の事業が複数計画されているということと、非常に利用者が多い地区である、その中で工事を行うということで、利用者に対する影響が極力小さくなるように配慮しながら工事を進めていただきたいということです。

また、予定ががちり立っているわけではないということで、なかなか遠い先の予測、難しいということもあろうかと思っておりますけれども、逐次必要な対策を立てていただいて、考慮していただいて進めていただければと思います。

以上でございます。

ただいまの説明について御発言がございましたら、お願いいたします。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。

○池本委員 池本ですが、よろしいでしょうか。

大気汚染、騒音・振動共通の2つ目のところなのですが、前回少し委員同士でもやり取りをさせていただいた部分だと思うのですが、7ページの事業者さんの見解を見ますと、

下から 2 つ目の行なのですが、「今後評価書案から評価書に行く段階で追記する考えという理解でよいか」ということで、先日の話だと、私ははっきりと「追記する」というふうに伺ったと記憶しているのですけれども、ここの回答がちょっと弱くなっていて、「考えてきます」というようなところになっています。例えば評価書に取り上げられなかったとしたら、おそらく事後調査でも保全対策の実際の状況というところが出てこないと思うので、どうも埋もれてしまうようにも思うのですけれども、この辺りははっきりさせておいたほうがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○坂本部長 事務局からございますか。

○宮田アセスメント担当課長 今回の点に関してなのですが、2 つ目の大気汚染、騒音・振動共通のところの意見のところで、「適切な環境保全を講ずることとし」ということで審議会の答申の中で事業者働きかけをしておりますので、この指摘事項を踏まえて、今後、評価書の段階では保全措置が充実化されるというふうには考えてございます。

○池本委員 最近よく事後調査書を期間をもらって見るのですけれども、評価書に書いてあることとの対比で事後調査を行っていていると思いますので、評価書に書いていなければ、おそらく保全対策を講じたとしても、事後調査で確認するような形は取らないような気がするのですが、そうでなくても、例えば我々全員、事務局さんも入れ替わってもそういうのが担保できる状況と考えていいのでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 今回、評価書案の段階で、審議結果として今回指摘事項というふうにまとめておりますけれども、今回の評価書案の段階の審議結果として、まだまだ適切な保全措置が必要だ、講ずるべしというふうに指摘しておりますので、評価書になった段階で保全措置には、現段階としてできる限りの環境保全措置について評価書案に加えた形で評価書に書いていただくことになると思います。それが事後調査の段階で、池本委員の御指摘のとおり、評価書に書かれた内容について、実際、施行中等においてしっかりやられているかどうかということについて報告を求めることになると思いますので、評価書のときとの整合性というのが事後においても担保されると考えております。

○池本委員 どっちかという、7 ページの記載のほうなのですけれども、本当にこういうお答えだったかというのは、ちょっと私も記憶の範囲なので分からないのですが、ここを評価書で追記するとはっきりと明言するような回答に事業者さんの回答を書いてもらうということはできないのでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 今回の資料 1-1 の作成に当たっては、実際の事業者の発言を

踏襲しておりますので、ここに書いている、このとおりの事業者の発言があったということ
でございます。

○坂本部長 審議結果に行く前に資料 1-1 の確認をしたと思うのですが、今の池本
委員の発言は、その段階での御意見や修正等がございましたらということに対する意見に
なると思うのです。ですので、池本委員の意見としては、評価書にこの部分をしっかり書い
ていただきたいという御意見ということですよ。

○池本委員 どっちかという、どうするのかと聞いたときに、しっかり書くというふう
にお答えいただいたので納得したというか、それ以上は聞かなかったという記憶があります。

○坂本部長 それに対して、資料 1-1 の記載については、記録を聞き直した上で書いて
いるということなので、おそらく発言どおりに書くところなるということだと思
うのです。ですので、今日の段階でそれに対して池本委員からさらに改めて
しっかり書いていただきたいという強い意見が出たということだと思
うのですけれども、そういう整理でよろしいですか。

○宮田アセスメント担当課長 分かりました。

○坂本部長 池本先生、ですので、資料 1-1 については、事業者の説明は聞き直して
みたところこういう記録が残っていたということになります。それに対して、ちゃんと書
いてくださいねという御意見で、その旨を事務局から指導していただくこと
です。

○池本委員 お願いします。

○坂本部長 それで、評価書になったときに改めてチェックする場があるのですよ。

○宮田アセスメント担当課長 評価書においては、今回の答申案、指摘についての事業者
の対応ということで、この指摘に対してどういうふうに事業者が評価書の段階で
対応したかということについての報告はございます。

○坂本部長 池本委員の懸念は、記録に残らないと後々禍根が残ることだと理解
しているのですけれども、池本先生、そういう意図でよろしいですか。

○池本委員 そうですね。明文化しておかないと、人が入れ替わったりした
ところで抜けてしまう可能性があるかなというのを懸念していました。

○坂本部長 なので、記録がしっかり残るように。一番いいのは、評価書の
段階でしっかり書いていただくということがあればいいのだと思
うのですけれども。

○宮田アセスメント担当課長 今の池本委員の発言については事業者
に伝えて、評価書の段階で対応できるように事務局のほうから
しっかり働きかけをさせていただきたいと思
います。

○坂本部長 分かりました。ありがとうございます。

そのほかにございませんでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、そのほか特に御発言がないようですので、総括審議を終了いたします。

ただいまの説明した内容で次回の総会に報告いたします。

○坂本部長 本日予定していました審議は全て終了いたしました。ほかに何かございませんでしょうか。

特にないようですので、これもちまして第二部会を終わります。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 30 分閉会)